

1.2.8 3段階工程表(IT推進委員会)

I T 推進委員会：川口市の各課の課長等により構成

＜基幹業務＞
＜内部管理業務＞
＜その他業務＞

凡 例

記 号	説 明
赤字	川口市マニフェストより引用
青字	川口市行政改革集中プランより引用

3段階工程表

きめ細かい市民サービスを向上する(窓口サービス)

段階1(すぐに)	段階2(2年後)	段階3(5年後)
・市民サービスの見直し・改善計画の策定	・市民サービスの見直し・改善施策の実施	・市民サービス及び市民の生活に対する満足度の向上
・職員の接遇強化計画策定 ・職員の接遇研修内容の検討	・職員の接遇強化施策 ・職員の接遇研修の徹底 ・資質の高い職員の確保	・市民への接客向上 ・接客態度の改善
・サービス時間・場所の改善計画策定 ・市民サービスをサポートするためのボランティア、民間企業の活用方策立案 ・共有化すべきデータの洗い出し	・サービス時間・場所の改善施策 ・ワンストップサービスの推進 ・窓口の無休化による業務時間の拡大 ・窓口の待ち時間の短縮 ・30. 年中無休の「行政センター」の設置 (平成18年度)	・サービス場所・時間の改善 ・庁内1カ所で用を済ませることができる ・いつでも待たずに窓口を利用できる
・サービスの幅の拡大計画策定 ・IT化を伴わないサービス方法の検討 ・市で処理できる事務の洗い出し	・サービスの幅を拡大する施策 ・サービスのIT化にのれない人に対するサービスの維持・向上 ・市で処理できる事務の増加	・サービスの幅の拡大 ・サービスのIT化にのれない人が他の方法を選択できる ・市で処理できる事務が多い
・情報提供の推進計画策定 ・情報提供の推進施策の検討	・情報提供施策 ・43. 電子市役所の構築(平成20年度) ・住基の各個人への発行を義務化 ・申請手続きのPRの充実化 ・町会・市域全体との情報共有	・十分な情報提供 ・市の情報が誰にでも簡単に見ることができる
・市民満足度調査実施計画策定 ・アンケートの調査票作成 ・アンケートの実施計画策定	・市民満足度調査の実施 ・市民アンケート調査を毎年定期的実施	・市民満足度の把握 ・市民満足度を的確に把握できる

3段階工程表

きめ細かい市民サービスを向上する(窓口サービス以外)

段階1(すぐに)	段階2(2年後)	段階3(5年後)
・市民サービスの見直し・改善計画の策定	・市民サービスの見直し・改善施策の実施	・市民サービス及び市民の生活に対する満足度の向上
・子育て支援施策の立案 ・保育所の調査	・子育て支援施策 ・34. 保育所の定員を430人分増員(平成20年度) ・26. 「子育てスーション」の開設(平成18年度) ・27. 「子育て支援課」の設置(平成18年度)	・子育て支援の強化 ・34. 待機児童の解消 ・26. 「子育てが楽しくなる街」の実現
・投票サービスの改善計画策定 ・投票所の配置案の作成	・投票サービス施策 ・投票所の再配置の実施	・選挙の投票がどこの投票所でも可能 ・投票所の充実
・高齢化に伴う支所業務の充実・拡大計画策定 ・支所業務の現状調査	・支所業務の充実・拡大施策 ・老人の巡回サービス実施 ・バス路線の拡大 ・対象者の年齢・能力による差別化	・高齢化に伴う支所業務の充実・拡大 ・各支所への交通手段が便利
・地域コミュニティの充実化計画策定 ・町会組織の見直し方針策定 ・マンションコミュニティの育成計画 ・地域に昔の隣組を設置 ・市民ボランティア意識及び美化意識を向上させるための施策策定	・地域コミュニティ施策 ・町会組織の見直し実施 ・住民相互のコミュニケーション強化 ・21. 「日本一のボランティアの街」の実現(平成20年度) ・32. マンションコミュニティづくりを支援する総合窓口の設置(平成18年度) ・40. 「市民パートナーステーション」の開設(平成18年度) ・市民のモラル向上	・地域コミュニティの充実化 ・町会組織の強化 ・住民相互のコミュニケーションの充実 ・「日本一のボランティアの街」の継続 ・マンションコミュニティの確立 ・ボランティアの協業推進施設の充実
・学校の教育改革のための基盤の確立 ・学校教育充実化計画の策定 ・2. 宮崎県清武町に小・中学生を派遣	・学校の教育改革施策 ・21. 生徒主導のボランティアルームの設置(平成20年度) ・22. 小・中一貫教育のモデル校の設置(平成20年度) ・23. 校長の権限の強化(平成20年度) ・23. 教員の研修の充実(平成20年度)	・学校教育の充実化 ・46. 「総合教育センター」の開設(4年以内にスタート) ・47. 中高一貫校の設置(4年以内にスタート) ・48. コミュニティスクールの設置(4年以内にスタート)

3段階工程表

基幹業務：高齢・介護医療を重点化する

段階1(すぐに)	段階2(2年後)	段階3(5年後)
・重点化計画の策定	・各施策の実施	・高齢者・障害者が安心してらせるまち
・人権重視の計画策定 ・自活介護組織立ち上げ ・ボランティア事業計画 ・3. 指導者育成	・人権施策 ・31. 製品共同販売店(障害者) (平成18年度) ・自活協働 ・20. 市民大学(平成19年度) ・28. 生きがい作りサポーター育成 (平成18年度) ・21. 日本一のボランティアの街 (平成20年度)	・人権が重視されている ・はたらく場所がある ・はなす機会がある ・42. 自治体基本条例(平成20年度)
・福祉政策策定 ・事業計画策定 - 官民医療状況調査 - 官民施設状況調査 9. 介護施設建設補助 ・介護家庭支援策調査 - 同居家族の悩み調査 - 協働センターの設置 10. 家族の相談、支援を行う団体へ補助	・福祉施策 ・自活健康維持、団塊自立支援 ・介護施設支援、窓口拡大 ・33. 特別養護老人ホーム定員340人増員 (平成19年度) ・介護家庭支援 - 情報交流 29. ネットワーク整備(平成18年度) - 地域協働介護支援	・福祉事業 ・事業が充実 - 自立健康者が多い - 医療待ち時間が短い - 施設待ち時間が短い ・介護家庭支援 - 同居家族のケアも充分 - 市民協働も充分
・防犯・防災対応調査 ・現役世帯、被害状況調査 ・12. 防災アセスメント ・11. 自主防犯 →防犯・防災に関する詳細は「その他業務 1/4、2/4」を参照	・防犯・防災施策 ・防犯・防災行動計画に高齢・障害者に特別な注意が払われた施策が行われることを確認	・防犯・防災も対応 ・高齢者の事故が少ない ・障害者の事故が少ない

3段階工程表

内部管理業務:財政改革

段階1(すぐに)	段階2(2年後)	段階3(5年後)
・財政改革への着手 ・歳出削減の着手 歳出状況の調査と支出の見直し 職員のコスト意識調査 補助金の見直し 「行政経営推進室」を設置し、行政の効率的経営を推進(17) ファシリティマネジメント導入での市有財産有効活用と効率的運用調査・研究(18)	・財政改革のさらなる推進 ・歳出削減策の実施 人員削減の実施 職員の専門性の向上 企業会計の採用による市の財政状態と経営成績の把握 行財政改革と市職員自らの意識改革の継続的推進(44) 公の施設に指定管理者制度の導入(41)	・財政改革目標の達成 ・歳出削減目標の達成 150億円を超える歳出の圧縮 職員数200人の純減 職員の意識改革の実現 組織改革の断行
・歳入確保の検討開始 財源の再検討に着手する	・歳入確保策の実施 税收確保に努める 公共料金の適正化を図る 自主財源を開発する 特区の更なる緩和の国への働きかけ	・歳入確保の実現 ・毎年3億程度の市税の増加 ・公有財産の売却 ・使用量・手数料適正水準の実現
・最適予算策定の着手 行政評価と市民への公開による市財政理解の推進	・最適予算の推進 ・事業の見直し 事業全体の見直しと全体的な財政再配分 ・情報公開の推進 行政評価のさらなる推進と市民への公表(45)	・最適予算の実現 1,200億規模予算の実現 予算の適正配分の実現

3段階工程表

内部管理業務：組織・意識改革

段階1（すぐに）	段階2（2年後）	段階3（5年後）
・市民満足度向上のための組織・職員意識改革に着手	・市民満足度向上のための組織・職員意識改革の推進	・組織・職員意識改革実現による市民満足度の向上
・市民ニーズ調査の実施 市長への手紙やパブリックコメントなどを通じた市民意見の収集と政策への反映(16)	・ワンストップサービス体制の構築 川口駅前に年中無休「行政センター」の設置(30) マンションのコミュニティづくり支援の総合窓口の設置(32) 電子市役所の構築(43)	・窓口対応の充実による市民サービスの向上 市役所へのアクセス時間が短い ワンストップサービスの提供 いつでも利用が可能 待ち時間が少ない
・事業・事務調査の実施 既存事業及び事務の整理と見直し	・組織改革の実施 個々の職員の責任と権限が明確化され 意思形成過程が簡素化された組織作り 職員数の削減 民間事業者の活用 施設の統廃合の実施 横断的な部署の設置	・組織改革の実現 ・市民ニーズの反映 市民ニーズに沿ったわかりやすい組織編成 市民ニーズへの柔軟な対応可能 ・スリムな組織 簡素で効率的な組織の実現
・職員意識改革の着手 職員研修の強化 組織間の情報共有の推進 職場環境調査の実施	・職員意識改革の進展 職員意識改革の継続的推進(44) 職員の政策立案能力の向上 企業・市民との協働の推進	・職員の意識改革の実現 市民対応での好感度の向上 「自治体基本条例」の制定(42)

3段階工程表

防災・防犯対策を進める(防災)

段階1(すぐに)	段階2(2年後)	段階3(5年後)
・地域防災計画(水、地震、等)の見直し ・市民の自主防災意識の高揚 ・防災に対する職員の意識改革	・各施策の実施	・防災対策が充実した安心、安全な街
・危機管理体制整備計画策定 ・庁内の災害発生時初動体制の見直し・町会の活動状況確認	・危機管理体制整備施策 ・地域単位の防災体制の確立 ・企業・国との協定締結	・危機管理体制の確立 ・役割を認識している部門が多い ・連携のとれた町会が多い
・水害対策計画策定 ・水害発生状況調査 ・漏水防止未対応給水管調査 ・低地等の土地利用状況調査	・水害対策施策 ・河川、下水道、遊水地整備 ・低地等の土地利用規制(用途規制)	・水害対策の実現 ・安全な河川、下水道 ・遊水地が充分 ・低地の安全利用
・防災設備整備計画策定 ・12. 防災アセスメント調査の実施 ・防災拠点・センターの現状調査 ・避難所設置状況調査 ・救急医療体制調査 ・12. 防災用食糧や資機材の整備	・防災設備整備施策 ・防災拠点・センターの整備 ・避難所の確保 ・救急医療体制の整備 ・優秀なドクターの確保 ・最新医療機器の整備	・防災設備の整備 ・十分な機能のある防災拠点がある ・避難所の充実 ・万全の救急医療体制
・防災訓練計画 ・防災に関する各種マニュアルの作成 ・各地域の現状を把握できる資料(ハザードマップ、防災マップ、など)の作成 ・作成した資料の市民、企業への周知	・防災訓練施策 ・市民と協働による実現可能な具体的防災計画(緊急マニュアル)の策定 ・防災・防犯教育の実施 ・防災訓練の実施	・防災訓練の充実 ・防災・防犯教育受講者が多い ・防災訓練経験者が多い
・高齢者・障害者防災対応調査 ・現役世帯、被害状況調査	・高齢者・障害者防災施策 ・上記施策の中で、高齢者・障害者を意識して実施	・高齢者・障害者防災対応 ・高齢者の事故が少ない ・障害者の事故が少ない

3段階工程表

防災・防犯対策を進める(防犯)

段階1(すぐに)	段階2(2年後)	段階3(5年後)
・防犯対策計画の策定・見直し	・各施策の実施	・防犯対策が確立した安心、安全な街
・地域の防犯対策計画の検討 ・緊急時対応マニュアル作成 ・防犯支援マニュアル作成 ・防犯に対する町会の参画状況調査 ・11. 市民の防犯意識を高める ・11. 自主防犯組織の活動支援 ・13. 路上喫煙禁止地区の設置	・地域の防犯対策組織をの強化 ・防犯パトロールの強化 - ボランティアによるパトロール実施 - ライフスタイルパトロール制度の創設 ・市民ポリスステーションの設置 ・40. 市民パートナーステーションの開設(平成18年度) ・住民の声がけ運動実施 ・防犯に対する企業との連携体制確立 ・警察のと協力体制の充実	・市民、地域ぐるみの防犯対策の実現 ・防犯パトロール参加者が多い ・防犯パトロールカバー地域が広い ・市民ポリスステーションが多い ・繁華街の治安の浄化 ・JR各駅周辺の治安の強化
・学校の防犯対策計画の策定 ・非行防止関連の学校教育の状況調査 ・学童通学路の調査 ・歩道整備状況調査 ・通学路における放置自転車調査 ・街路灯設置状況調査 5. 商店街の街路灯新設・改修 5. 空き店舗改修	・学校防犯対策施策 ・青少年の非行防止策の実施 ・21. 全市立高等学校に生徒主導のボランティアルームを設置(平成20年度) ・通学路の安全を確保する施策の実施 - 歩道整備 - 放置自転車対策の実施 ・防犯規制の強化 - 必要地区への街路灯の設置	・学校の防犯対策の実現 ・非行行為の減少 ・ボランティアルームの設置数が多い ・安全な歩道の充実 ・放置自転車の減少 ・街路灯の充実
・高齢者・障害者防犯対応調査 ・現役世帯、被害状況調査	・高齢者・障害者防犯施策 - 上記施策の中で、高齢者・障害者を意識して実施	・高齢者・障害者防犯対応 ・高齢者の事故が少ない ・障害者の事故が少ない

3段階工程表

都市環境整備を進める(都市整備)

段階1(すぐに)	段階2(2年後)	段階3(5年後)
・都市整備計画の策定 ・目標値を定め、地域ごとに重点的に都市整備施策を実施	・各施策の実施	・きれいな空気、人に親しむ河川、騒音・振動のない環境を実現 ・都市基盤整備を実現
・都市基盤整備状況調査 ・市域(9地区)の市に対するニーズの相違、地域差の調査 ・街の活性化に繋がる施策の検討 4. プレミアム付きコミュニティ商品券発行 ・遊休地の調査 ・歩道・サイクリング道路状況調査	・都市基盤整備施策 ・市街地幹線道の整備遅れの解消 ・郊外の区画整備の推進 ・都市開発(小開発、乱雑開発)の見直し ・マンション対策の実施 ・遊休地の積極的な活用 ・歩道・サイクリング道路の整備 ・違法駐車 of 解消 ・きめ細かい交通網の整備 ・39. 景観条例の制定(平成20年度) ・49. 斎場建設(4年以内にスタート)	・区画整備事業等による都市基盤整備の促進 ・インフラ(区画、下水、河川、道路)における地域差の縮小 ・街の活性化
・水質浄化計画策定 ・下水道普及状況の確認 ・下水道の漏水発生状況調査	・水質浄化施策 ・公共下水道の整備 ・小学校授業における河川環境浄化作業の実施	・水質浄化による水辺環境の改善 ・水道普及率を10年以内に10%アップ
・公園整備計画策定 ・公園設置状況の調査 ・公園管理体制の調査	・公園整備施策 ・親水公園の整備 ・防災公園の整備 ・行政、地域の協働による公園管理体制の確立 ・ボランティアによる公園管理の実施	・公園の整備 ・公園が多い ・ボランティア管理公園が多い

3段階工程表

都市環境整備を進める(環境整備)

段階1(すぐに)	段階2(2年後)	段階3(5年後)
・環境対策計画の策定	・各施策の実施	・きれいな空気、人に親しむ河川、騒音・振動のない環境の実現
・ゴミ問題への対応策の検討 ・ゴミ量の確認 ・ゴミ分別状況の調査 ・ゴミ処理施設の状況確認 ・ゴミ問題への市民の意識調査 ・ゴミステーションの設置場所の検討	・ゴミ問題施策 ・50. ゴミの更なる減量化への取り組み(4年以内にスタート) ・50. ゴミの有料化の検討(4年以内にスタート) ・市民と協働でゴミOの推進 ・さらに細かいゴミの分別収集の実施 ・ゴミの資源化(生ゴミ→肥料)の実現 ・ゴミ量に対応したゴミ処理施設の整備 ・ゴミステーションの拡大	・ゴミ問題の解決 ・ゴミ量の減少 ・ゴミ分類遵守率が良い ・ゴミ処理施設が充分
・環境対策計画策定のための現状調査 ・緑地保全状況、推移調査 ・6. 屋上緑化技術向上に努める農業者団体へ補助	・緑化施策 ・緑地保全区域を指定し、重点的に財源を投入 ・市民参加による植樹の実施 ・25. 川口駅前広場などに展示即売や緑化相談コーナーを開設(平成18年度) ・36. 環境みどり基金の創設(平成18年度)	・緑化事業 ・緑地の積極的保存 ・緑化地域の拡大の実現 ・緑化率の向上 ・植樹参加市民が多い
・地球温暖化防止推進計画の策定 ・地球温暖化状況確認 ・地球温暖化教育の実施状況調査 ・14. 太陽光発電システムや雨水貯留施設の住宅への設置へ補助	・地球温暖化防止施策 ・37. 地球温暖化防止を市民と協働で推進(平成18年度) ・地球温暖化防止教育の充実 ・市民協働フォーラムの設置 ・38. Kids' ISOを全市立小学校に導入(平成20年度)	・地球温暖化防止の推進 ・地域住民と協力 ・地球温暖化教育の受講者が多い
・公害対策計画の策定 ・公害の状況調査 ・アスベストに関する現状調査	・公害対策施策 ・アスベスト対策の実施	・公害対策 ・公害苦情に対する迅速な対応と解決 ・アスベスト問題未対応建物減少